

# 鳩山町不正事件に係る調査 特別委員会設置に関する決議

次のとおり、鳩山町不正事件に係る調査特別委員会を設置するものとする。

## 記

- 1 名 称 鳩山町不正事件に係る調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び委員会条例第 5 条
- 3 目 的 不正事件の背景や町の再発防止対策報告書等の調査を行い、原因の究明と再発防止に向けた方策を町へ提言するため
- 4 委員の定数 11 人（議長はオブザーバーとする）
- 5 審査期間 調査終了まで